

令和8年2月27日

報道関係者各位

生 駒 市

パワー・ハラスメントの認定について

このことについて、ハラスメント認定・対策委員会の答申を踏まえて検討した結果、ハラスメント事案と認定しましたので、生駒市のハラスメントの防止等に関する条例第14条に基づき下記のとおり公表します。

記

1 行為者 教育長 原井葉子

2 認定日 令和8年2月10日

3 事案の概要

令和7年7月17日、人事評価制度の当初面談の場において、教育長が市内学校長1名に対し、「地域にひらかれた学校」を目指すための情報発信手段としての「校長通信のホームページへの掲載」を当該校長が行わないことについて、「管理職失格」、「評価できない」といった発言をし、当該校長の勤務環境を害した。

4 認定理由

教育長と当該校長は、職務上の上下関係があり、教育長は当該校長に対し優越的地位にある。教育長が人事評価制度の当初面談において「地域にひらかれた学校」を目指すための情報発信として「校長通信のホームページへの掲載」を指導すること自体は適切さを欠いているとは言えるものではないが、校長通信の発信は学校長の裁量に属する事項であり、これを行わないことをもって直ちに不適切と評価されるものではない。そのような中で、教育長という人事評価の権限を有する立場から、校長通信のホームページへの掲載を行っていないことについて、「管理職失格」や「評価できない」といった発言がなされた場合、当該発言が人事評価上のネガティブな評価につながることを強く想起させるものであり、相談者においてこれを事実上の強制として受け止めたとしても、やむを得ない状況であったといえ、教育長の発言は相当性を欠き、当該校長の勤務環境を害するものであると認定した。

5 市長のコメント

教育長は、教育行政のトップであり、高潔な人格を求められる職です。その職にある教育長の今回の発言については大変遺憾であり、本発言で傷ついた校長に、心よりお詫び申し上げます。また、市民の皆様、教育現場の皆様にもお詫び申し上げます。

本件については、教育長に対し、不適切な発言をしたことについて嚴重注意を行いました。

引き続きハラスメントの防止及び根絶の取組みを進め、働きやすい職場環境の実現を進めていきます。

問い合わせ

生駒市総務部人事課 小澤 伊藤

TEL0743-74-1111 内線4250